

株式等の決済期間の短縮化に伴う売買制度等の見直しについて

平成 29 年 9 月 27 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨

金融・資本市場の競争力強化のため、証券決済システムの一層の利便性向上及びリスク管理強化等が必要であるとの観点から、日本証券業協会の証券受渡・決済制度改革懇談会及び同懇談会のもとに設置されたワーキング・グループにおいて、平成 27 年 7 月より我が国市場における株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）の実現に向けた検討が行われてきたところであり、同懇談会等により平成 28 年 6 月に「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」が取りまとめられました。その後、同報告書に基づいてさらなる実務的な検討がなされた結果、今般、平成 31 年 4 月又は 5 月を目処に T+2 化の実現を図ることとなったため、当取引所の売買制度等について、以下のとおり所要の改正を行うこととします。

II. 概要

項 目	概 要	備 考
1. 決済日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通取引（国債証券に係るものを除く。）は、売買契約締結の日から起算して 3 日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ N-NE T 取引及び立会外分売においても同様の取扱いとする。 ・ 左記に伴い、顧客から取引参加者への売付有価証券又は買付代金の交付期限を 1 日前倒しするとともに、以下の場合の決済期間を 1 日短縮する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日、期中償還請求期間満了日又は利払日前日が、売買契約締結の日から起算して 4 日目の日となる場合 ▶ 利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、利払日前日が売買契約締結の日から起算して 4 日目の日となり、かつ、その翌日が旧条件最終適用日若しくは期中償還請求期間満了日となる場合又は、旧条件最終適用日若しくは期中償還請求期間満了日が売買契約締結の日から起算して 4 日目の日となり、かつ、その翌日が利払日前日となる場合 ・ 転換社債型新株予約権付社債券の決済期間の詳細は別紙参照。

2. 信用取引の委託保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. の決済日の変更に伴い、顧客は、信用取引に係る委託保証金について、売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行では差し入れ期限は、3日目までとなっていることから本来であれば決済期間の短縮に伴い2日目までとなるが、顧客の入金対応がタイト化し利便性が低下する恐れなどがあることから3日目の正午までとする。 ・ 委託保証金の追加差し入れも同様に、取引参加者は、顧客に損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに差入れさせなければならないものとする。
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. の決済日の変更に伴い、以下の期間又は期日等の定めについても併せて変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自己の信用売り又は信用買いの決済期限及び信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限 ➢ 発行日取引の期間及び決済日並びに委託保証金及び売買証拠金の差入れ期限もしくは預託期限 ➢ 普通取引に係る配当落等の期日、株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日、取得対価等の変更等の期日、転換社債型新株予約権付社債券の期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日及び転換社債型新株予約権付社債券等に係る売買の停止期間 ➢ 株式分割又は株式無償割当て等を行う場合の権利を受ける者を確定するための基準日等 ➢ 上場廃止基準に該当する日及び上場廃止日等 ➢ 非清算参加者が有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡し期日 ・ その他、所要の改正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過誤訂正の申請時限は、決済日の前日の午後2時までとする。

III. 施行日（予定）

- ・ 実施時期は、平成31年4月又は5月の連休明けを目途とし、当取引所、取引参加者及び関係機関における決済期間の短縮化に向けたシステム対応及びテストのスケジュール等を踏まえて決定する。

以 上

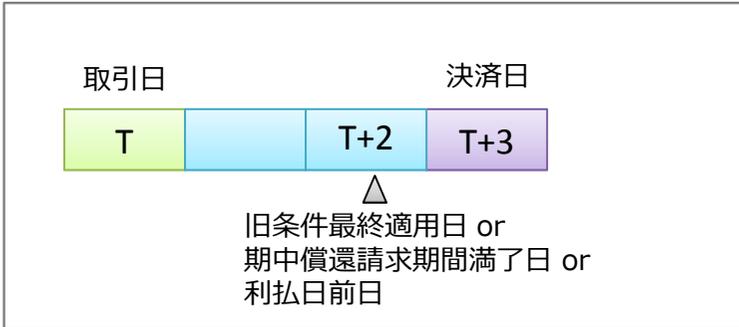
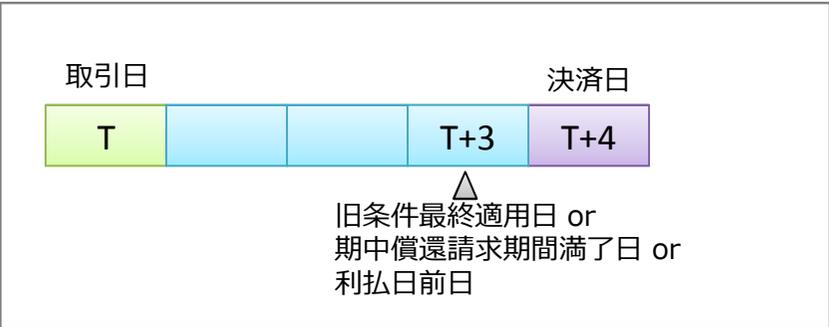
現在

株式等のT+2化実現後

**T+3⇒T+2
となるケース
(通常)**



**T+4⇒T+3
となるケース**
(①旧条件最終適用日・期中償還請求期間満了日及び利払日前日が通常の決済サイクルでカウントした場合の決済予定日に当たるケース)



**T+5⇒T+4
となるケース**
(②通常の決済サイクルでカウントした場合の決済予定日が利払日前日に当たり、かつ、その翌日が旧条件最終適用日・期中償還請求期間満了日となるケース
及び
③通常の決済サイクルでカウントした場合の決済予定日が旧条件最終適用日・期中償還請求期間満了日に当たり、かつ、その翌日が利払日前日となるケース)

